

項目	主な取組内容
<p>1 多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の再就職支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「なら女性活躍推進倶楽部」の登録企業等と連携し、誰もが働きやすい環境づくりを推進</li> <li>・働く女性や再就職を希望する女性への支援（女性の再就職準備相談窓口、実践的な再就職スキルアップ支援など）</li> </ul> </li> <li>○雇用の場の創出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での就業を希望する女性が柔軟に働くことができる工場やホテルなどの企業誘致</li> <li>・新しい生活様式に対応し、自宅等で時間に縛られず、能力を発揮できる働き方の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 男女がともに支え合う家庭生活の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の家事・育児等への参画促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等に働きかけを行い、男性の育児休業などの取得を促進（奈良県パパ産休プロジェクトの推進）</li> </ul> </li> <li>○仕事と家事・育児・介護の両立支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「なら子育て応援団」による子育て応援</li> <li>・市町村における子育て家庭総合支援体制の整備（ファミリーサポートセンター・子育て世代包括支援センターへの支援、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進）</li> <li>・保育施設（民間保育施設・病児保育施設）の整備に対する補助等保育サービスの充実、放課後児童クラブの施設整備・運営補助</li> </ul> </li> </ul>
<p>3 暮らしの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良で暮らす楽しみづくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平城宮跡内イベント、馬見丘陵公園内イベント、なら燈花会などの奈良公園内イベント、ムジークフェストならの開催など</li> <li>・奈良マラソン、サイクルスポーツイベントの開催、「幼児向け運動・スポーツプログラム」を活用したはぐみの推進など</li> <li>・なら歴史芸術文化村による芸術文化活動の振興や幼児向けアート・音楽プログラムの展開、奈良県みんなで楽しむ大芸術祭の開催など</li> <li>・ガストロノミーリズム世界フォーラムの開催、奈良フードフェスティバルなど</li> </ul> </li> </ul>
<p>4 安全・安心な暮らしの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困難な状況にある家庭・個人への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮家庭、ひとり親家庭、困難を抱える子ども、高齢者・障害者等の困難な状況にある方々への様々な支援</li> </ul> </li> <li>○女性に対するあらゆる暴力防止                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談・DV相談の実施、性暴力被害者サポートセンターの運営など</li> </ul> </li> <li>○健康な暮らしの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「なら健康長寿基本計画」に基づき、健康寿命の延伸に寄与する保健・医療・福祉・介護などの関連施策の推進</li> <li>・がん検診受診率向上に向けた5つのがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮頸）の普及啓発</li> </ul> </li> </ul>
<p>5 男女共同参画社会の基盤づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画・女性活躍の意識づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の啓発、人材育成等の講座・セミナーの開催、幼少期からの男女共同参画教育の推進</li> </ul> </li> <li>○社会の意思決定の場への女性の参画促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県行政における女性活躍推進、審議会における女性登用の促進</li> </ul> </li> <li>○人権尊重の理念に基づく多様性への理解促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権施策推進体制の強化（人権施策協議会）、人権の教育・啓発を通じた意識醸成</li> </ul> </li> </ul>

R4予算 18,516千円

項目

女性の就労・起業支援

県内企業とともに進める  
女性活躍の推進

男性の家事・育児等への参画促進

取組

◆再就職の準備段階からの支援  
「女性の再就職準備相談窓口」  
(8,663千円)

- 再就職の準備段階の女性をハローワークや就職につなぐため、相談、交流会、セミナー等によりトータルコーディネート

◆働く女性への支援  
(5,110千円)

- 「働く女性相談窓口」(女性センター)で、働く女性の様々な悩みに対応
- キャリアアップ等に関するセミナー

◆起業による女性の活躍応援  
(288千円)

- 女性起業家・支援団体が交流でき、起業家の課題解決につながるイベントの開催
- 女性起業支援者ネットワーク「Leapなら」による相談支援と情報発信



◆なら女性活躍推進倶楽部における取組  
(4,197千円)

- 倶楽部会員企業の魅力発信
  - ・ジャーナルの発行
  - ・Web・各広報媒体を活用した発信
- 会員企業と女性・若者のマッチング支援
  - ◆採用情報および企業情報を紹介するポータルサイトを制作
  - ・再就職フェスタの開催(オンライン・対面)
  - ・大学のキャリア形成講座での企業との交流
- 企業間交流による女性活躍の水平展開
  - ・異業種交流会
  - ・女性社員向けキャリアアップセミナー
  - ・管理職向け先進事例セミナー



再就職フェスタの様子

◆父親の子育て参画促進  
(奈良県パパ産休プロジェクト)  
(258千円)

- 産後早期から、父親が母親に寄り添い、夫婦で一体感を持ち子育てできるように、「パパ産休」の取得を企業とともに推進



採用力アップセミナーの様子

## R4 働き方改革推進事業

(予算額 R4:2,870千円 R3:3,000千円)

目的

働きやすく生産性の高い職場づくりに向け、県内事業所の自主的な取組を支援することにより、働き方改革を促進する

県内事業所の自主的な取組を支援するとともに、自律的な取組が可能となるよう事業所内人材を育成

### キックオフセミナーの開催

- (対象) 中小企業及び個人事業主
- (目的) 働き方改革の必要性の理解
- (内容) 働き方改革や職場改善に関する実例を基に、働き方改革の専門家等による講演を行う

### 専門家派遣

- (対象) 中小企業及び個人事業主
- (目的) 優良事例の創出と他の事業所への普及
- (内容) 専門家による課題抽出、分析及び対応策定・実行支援、リモートワーク等の新しい働き方好事例の実践  
※派遣先は3社とし、1社あたり5回まで派遣

### 動画作成

- (対象) 専門家派遣実施企業（3社）
- (目的) 県内事業所における好事例の横展開
- (内容) 専門家派遣の様子を記録した動画を作成、各事業所における取組を発信することにより、働き方改革の気づきやきっかけを与える

### ワークショップの開催

- (対象) 中小企業及び個人事業主
- (目的) 業界団体と連携し、自律的な推進体制の構築を支援
- (内容) 優良事例や他社情報の共有、演習を通じた事業所内でのキーパーソンを育成（年3回開催）

使用者、労働組合関係者、県職員がともに働き方改革に関する知識経験を深め、意見交換、実践、情報発信することで、県内事業所の働き方改革の取組を促進

### 働き方改革研究会<働き方改革推進協議会>

- (参加者) 使用者、労働組合関係者、県職員 等
- (目的) 働き方改革に関する知識経験を深め、意見交換、実践、情報発信するため、雇用情勢等の諸課題について、学識経験者を招き研究会を開催

### 働き方改革推進協議会での情報発信

- (対象) 県内政労使の代表者
- (内容) セクター別研究会の成果を報告し、意見交換・情報発信

## R4 テレワーク導入・定着支援事業

雇用政策課（要求額：8,000千円）  
（国庫：4,000千円 一財：4,000千円）

目的

柔軟な働き方としてのテレワークの導入・定着を支援し、働きやすさ(職場環境)の向上、従業員個々の状況(育児・介護など)による離職防止、人材の流出防止につなげる

(事業内容) テレワーク相談窓口の設置、専門家派遣の実施、セミナーの開催等により好事例を横展開することによりテレワーク導入・定着を支援



R4予算：489,674千円

◎奈良っ子のはぐくみ条例の制定（令和4年4月）、奈良っ子のはぐくみ基本方針の策定（令和4年3月）

## I. 奈良っ子のはぐくみ基本方針に基づく「奈良っ子のはぐくみプロジェクト」の展開

### (1) 就学前教育の質の向上・保育人材の育成

- ①奈良県版就学前教育プログラム  
「はばたくなら」の実践事例集作成



遊びを通じた学びの実践事例のようす

- ②「はばらくなら」をわかりやすく解説し  
普及啓発誌「はばたきの詩」の作成・  
配布
- ③施設類型を越えた一体的な研修の実施
- ④就学前教育アドバイザーの育成

### (2) 自然保育認証制度の創設 **新**

- 奈良県版自然保育認証制度の検討
- 自然保育の推進に向けた支援
  - ・自然保育推進補助金
  - ・人材育成、広報啓発等



自然保育のようす

### (3) インクルーシブ保育の推進

- 医療的ケア児を受け入れる保育施設へ  
の看護師等の配置を支援

### (4) 大学の専門性を活かした食育の推進 **新**

- 農業体験等により、保育関係施設及び  
家庭等と連携した食育を推進

### (5) まほろば健康パークの機能強化

- (6) なら歴史芸術文化村での幼児向けアート・  
音楽プログラムの展開



なら歴史芸術文化村  
(R4.3.21開村)



アートプログラム  
のようす

- (7) 「幼児向け運動・スポーツプログラム」を活  
用したはぐくみの推進 **新**

- 総合型地域スポーツクラブでプログラ  
ムを活用した教室を展開
- 保育者等を対象とする普及啓発活動

## II. 保育の受け皿確保、保育人材の確保・定着支援

### (1) 保育施設整備への支援

- 認定こども園や小規模保育事業等の地域の  
実情に応じた保育施設の整備

### (2) 保育士の県内就職への支援

- 保育人材バンクによる就職マッチング
- 保育士養成施設の学生の就学資金や、  
潜在保育士の就職準備資金を貸し付け  
(貸付原資積立のための補助)

### (7) キャリアパス構築支援・定着

- キャリアパスに基づく体系的な研修実施
- 保育現場の働き方改革の推進

R4 176,792千円(9月補正予算含む)

項目

取組

こども食堂の普及と多機能化の促進

- ◆ 県こども食堂コーディネーターによる支援の強化 (3,500千円)
  - 県こども食堂コーディネーターによる支援
    - ① こども食堂開設・運営に係る相談支援
    - ② こども食堂へ援助団体からの提供物品が届くようマッチング
    - ③ 協力団体の発掘
  - 県こども食堂同士のつながりを強化
 

奈良こども食堂ネットワークに県がサポーターとして参画、ネットワークへの参加の働きかけ

    - ・令和4年9月5日現在加入数 100団体
    - (こども食堂団体：90団体、サポーター：10団体)
- ◆ (新) こども食堂認証制度の創設 (2,200千円)
  - ・安心・安全なこども食堂を開設・運営するため、認証制度を創設
  - ・認証取得に必要な経費を補助
- ◆ (新) こども食堂奈良っ子はぐくみキャンペーンの実施 (30,000千円)
  - ・こども食堂の参加者の利用料を無料にするために要した経費を補助し、子どものはぐくみ活動を支援
- ◆ こども食堂等による子どもへのやさしさあふれる地域づくりの推進 (950千円)
  - ・こども食堂を核とする地域の多様な主体の参画による子ども支援活動を推進
  - ・こども食堂交流会開催への補助
  - ・小規模お試しこども食堂への補助

放課後児童クラブの運営内容の向上・充実

- ◆ 放課後児童クラブの施設整備の支援 (125,877千円)
    - ・施設整備 新設 16箇所、改修等 8箇所
    - ・学校の空き教室等の活用促進
  - ◆ 保育人材バンクの運営 (14,000千円)
    - ・保育人材の求人・求職のマッチング
    - ・子育ての仕事求職フェア
- 
- ◆ 指導員資質向上(専門性向上)の支援 (265千円)
    - ・資質向上のための専門研修
    - ・要支援児対応のための作業療法士等による研修

R4 223,295千円

項目

### ひとり親家庭の子育て・生活・自立支援

取組

#### ◆ 母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)の運営 (22,981千円)

##### ○ ひとり親等の就業支援

- ・ハローワークとスマイルセンターの合同出張相談、個別面談の実施
- ・個々の状況に応じた自立支援プログラム(就業支援計画)を策定
- ・IT講習会、調理師資格講習会

##### ◆ 新 ひとり親の就労自立サポート

- ・ひとり親の困りごとを積極的に把握し、包括的に支援する「ひとり親コンシェルジュ」を配置し、アウトリーチ型の相談支援実施

##### ○ 離婚後に困らないための相談支援

- ・ひとり親家庭等の親支援講座
- ・弁護士による法律相談
- ・養育費・面会交流の専門相談

#### ◆ 資格取得に向けた給付・貸付による経済的自立を支援 (35,553千円)

##### ○ 母子家庭等の自立支援(児童扶養手当受給者、又は同等の所得水準である者)

- ・高等職業訓練促進給付金(養成学校修学にかかる生活費給付)  
(看護師、保育士、介護福祉士等、また6か月以上の訓練を要する民間資格)
- ・高等職業訓練促進資金貸付  
上記給付金活用者への入学準備金及び就職準備金の貸付
- ・自立支援教育訓練給付金(入学料及び授業料の一部給付)  
(医療事務、行政書士等)

##### ○ ひとり親家庭への住宅支援資金の貸付

- ・就労による自立に意欲的に取り組む自立支援プログラム策定者への、住居の借り上げに必要な資金を貸付



#### ◆ 新 奈良っ子はぐくみジャーナルの発行

(1,200千円)

- ・困りごとを抱える家庭等に支援情報を届けるとともに、子どものはぐくみに関する活動を広めていくため、子どもに関する施策や支援活動の情報を発信

#### ◆ 新 奈良っ子はぐくみセーフティネットシステムの検討

(5,100千円)

- ・子育て家庭が抱える困りごと(就労・生活・住居等)に応じた支援の道しるべ等をプッシュ型で情報発信

#### ◆ ひとり親家庭への家事・子育て支援 (1,501千円)

- ・ひとり家庭が、一時的に介護や保育サービスが必要となった場合に、ホームヘルパーを派遣

#### ◆ 新 母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムの再構築

(19,460千円)

- ・母子家庭等の児童の就学等に必要な貸付資金の債権管理を適正かつ効率的に行うためのシステムを再構築

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学・修業資金、生活資金等)は別会計で支援 (137,500千円)

R4 35,679千円

項目

## 児童虐待防止

◆ **新** 児童相談所のSNS相談体制の整備 (15,870千円)

- ・国の全国一律のSNS相談対応システムと連動した相談対応を行うため、相談員を配置し、相談受付体制を整備

◆ オレンジリボンキャンペーン等による未然防止啓発 (1,347千円)

- ・県・市町村・関係団体・大学等によるオレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止推進運動）を実施

◆ 妊娠期・子育て世代の包括支援 (368千円)

- ・妊産婦や子育て家庭を支援する職員養成と支援プログラムの普及

◆ 市町村児童虐待対応力体制強化 (1,401千円)

- ・市町村こども家庭総合支援拠点の設置、機能強化に向けた研修会開催
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に有識者等を派遣し、困難事例や体制への助言・指導を実施

## 社会的養護の推進

◆ 施設等退所前児童の就業体験や生活設計支援、退所後児童の居場所づくり

◆ **新** 施設退所者等の実態調査 (7,683千円)

- ・施設退所者等の進学・就労状況、施設の自立支援の現状等を把握する実態調査
- ・退所を控えた子どもや退所後の若者への相談支援
- ・気軽に集まる場を提供し、情報交換、情報発信等自助グループの活動育成支援を実施

◆ 里親制度の広報啓発、里親登録前研修等の実施 (8,010千円)

- ・里親月間（10月）に合わせた県内各地で啓発活動を実施
- ・里親希望者や里親を対象とした養育力向上のため の研修を開催
- ・里親への訪問支援等の実施

◆ 養子縁組をあっせんする民間団体への支援 (1,000千円)

- ・児童の特別養子縁組のあっせんに対する支援

取組



# 女性センターの取り組みについて

社会のあらゆる分野で女性が能力と意欲を発揮して  
活躍することを促進  
～男女共同参画の推進拠点～

## 取組1

女性の輝き  
活躍支援

・女性が社会で能力  
を発揮し活躍するた  
めの課題解決

## 取組2

男女共同参画  
啓発・推進

・固定的な性別役割  
分担意識の払拭  
・女性への暴力防止

## 取組3

地域活動支援  
地域文化力の向上

・地域女性団体  
活動支援  
・講座室等使用許可



### ○相談事業

・女性相談 ・働く女性の支援相談 ・女性の再就職準備相談 ・男性相談  
・性暴力被害者サポートセンター(愛称:NARAハート)



### ○講座、セミナー、情報発信

・女性活躍応援 ・働く女性応援 ・女性の再就職、起業応援  
・男女共同参画(人材養成) ・暴力防止関連



### ○地域女性団体活動支援

・活動支援コーナー ・情報資料コーナー ・男女共同参画週間イベント



### ○講座室等の使用許可(有料)

・3階 講座室1・2 和室 ・4階 多目的スタジオ



男女でつくる幸せあふれる奈良県計画  
 (第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)  
 ~女性センターの取り組み状況について~

取組 I

女性の輝き  
 活躍支援

働く人の多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり  
 ~女性のキャリア構築・継続支援・女性の再就職支援・女性の起業支援~

相談事業

○就業継続への支援 ○再就職への支援 ○起業への支援

働く女性の  
 支援相談

就労している女性が働く  
 ことで生じるさまざまな問  
 題についての相談に相談  
 員が応じる。(電話相談・  
 面接相談)

女性の再就  
 職準備相談

未就労の女性の再就職や  
 起業の準備に関する相談  
 に相談員が応じる。(電話  
 相談・面接相談)

相談日時：火～土曜日 9:00～17:00(13:00～14:00を除く)

主な相談内容

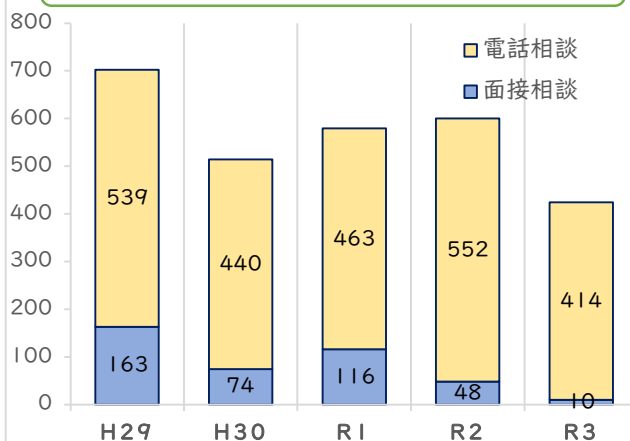
- ・職場の人間関係を良くしたい。
- ・セクハラ・パワハラについて相談したい。
- ・仕事と生活(家事・育児・介護等)のバランスをとりたい。

主な相談内容

- ・ブランクがあるがもう一度働きたい。
- ・再就職したいが何から始めてよいかわからない。
- ・趣味を活かした起業がしたい。

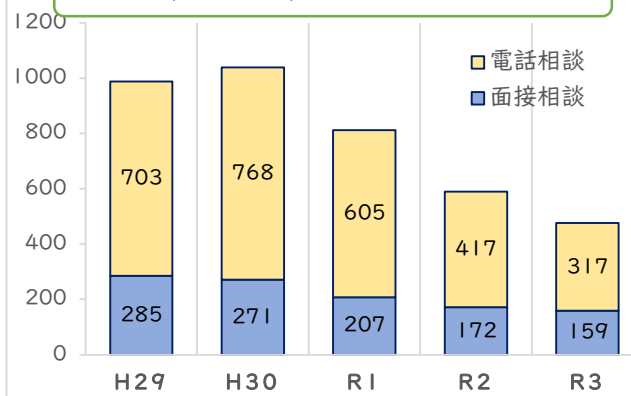
働く女性の支援相談窓口 相談件数

5年間(H29~R3)の相談件数 2,819件



女性の再就職準備相談窓口 相談件数

5年間(H29~R3)の相談件数 3,904件



H29~R1までは、「子育て女性就職相談窓口」の相談件数

## 講座 セミナー

女性の活躍支援、働く女性応援、再就職支援、起業応援の講座・セミナーの実施

○キャリア形成 ○スキルアップ支援 ○就業継続 ○再就職 ○起業

女性が社会で活躍するために、必要な技術を身につけ知識を深めるための講座や働く女性の課題解決、再就職や起業の支援、キャリアアップの機会を提供する講座等を実施

女性の活躍支援講座	女性の起業応援講座	働く女性応援講座 働く女性トークサロン	女性の再就職支援講座・セミナー
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の身近な問題解決や自立、社会参加するための知識やスキルを学ぶ講座を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業を考える女性が、不安に感じることを解消し、自らのチャレンジを具体化できる機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が仕事と生活のバランスをとりながら意欲と能力を発揮して働けることができるよう問題解決やキャリアアップに繋がる講座を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職を考える女性が就業中断による不安を解消し、今までのキャリアや子育て経験を活かしつつ意欲を高め就職活動に繋がる講座を実施する。</li> </ul>

### 参加者の声

今後の自分を考えるいいきっかけになった。自己肯定ができた。

起業への良いきっかけとなった。事業を具体的に進めるための考え方を学べた。

離婚についての具体的な準備や方法がわかった。弁護士の先生に無料で質問できる機会があった。

同じ悩みをもつ人とゆっくり話ができて、心強く勉強になった。

アンガーマネジメントは怒ってはいけないことだと思い込んでいたが、講師から「今後も怒っていい、怒りの表現方法が変わるだけだ」と言われたことで、とても考え方が変わった。

取得した資格を利用して就活をと思っていたが、自分では気づいていなかった考え方や自分の特徴を知ることができ、未経験でも全く違う分野で働こうと思った。

### 5年間(H29~R3)の受講決定者数

1,883人

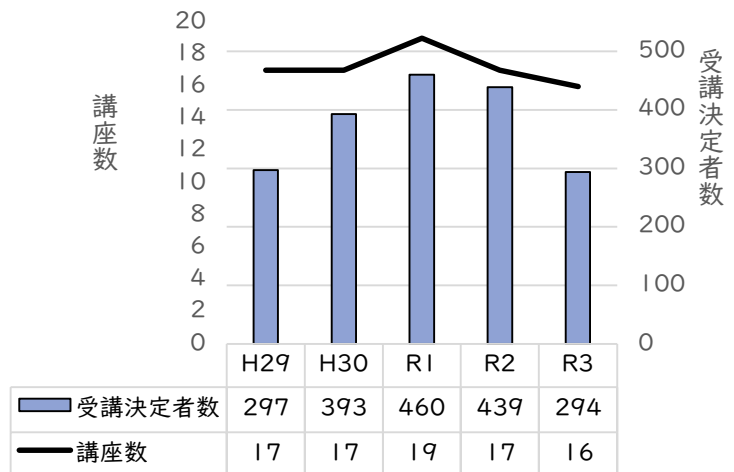
(内訳)

- ・女性の活躍支援講座 322人
- ・女性の起業応援講座 251人
- ・働く女性応援講座、トークサロン 1,174人
- ・再就職支援講座 136人

### 講座実施回数、受講決定者数

■ 受講決定者数

— 講座数



## 取組2

男女共同参画  
啓発・推進

- ・男女がともに支え合う家庭生活の実現
- ・安全・安心な暮らしの実現  
～固定的な性別役割分担意識の払拭、女性への暴力防止～

## 相談事業

- 個人の尊厳と男女共同参画の理念の推進
- 固定的性別役割分担意識の払拭
- DV等の防止と被害者支援、性暴力・性犯罪被害者支援

## 女性 相談

女性のさまざまな問題  
や悩みに関する相談

(電話相談・面接相談・  
法律相談)

相談日時

火～土 9:00～17:00

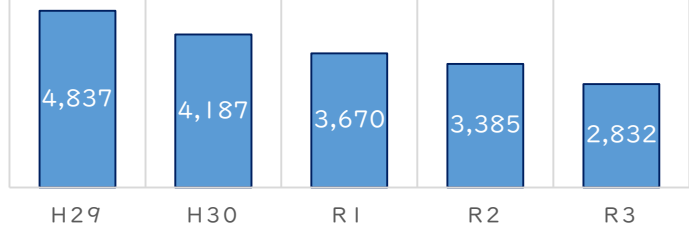
日・祝 9:00～17:00  
(いずれも13:00～14:00を除く)

### 主な相談内容

- ・離婚を考えているが、親権、養育費、年金分割はどうすればよいか。弁護士に相談したい。
- ・パートナーからDVを受けている。
- ・借金がある。どうしたらいいかわからない。

### 相談件数

5年間(H29～R3)の相談件数 18,911件

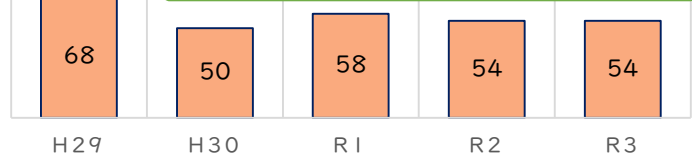


### 主な相談内容

- ・パートナーとの関係について悩んでいる。
- ・職場の人間関係でトラブルがあり、仕事がうまく進まない。
- ・定年退職後、社会との接点を持ちたいが引きこもりがちになった。

### 相談件数

5年間(H29～R3)の相談件数 284件



## 男性 相談

男性の抱える、生き方  
や家族、夫婦に関する  
悩みの相談

(電話相談・面接相談)

相談日時

第1.3土

14:00～16:50

### 主な相談内容

- ・被害にあってから長い時間がたっても、苦しい思いをして忘れられない。
- ・性暴力の被害にあった。病院を受診したい。
- ・警察に同行してほしい。カウンセリングを受けたい。

## 性暴力被害者サポートセンター

性暴力被害の相談・  
支援

(電話相談・面接相談・  
同行支援・カウンセリングなど)

相談日時

火～土 9:00～17:00

平成30年度の相談件数	115件
令和 元年度の相談件数	199件
令和 2年度の相談件数	170件
令和 3年度の相談件数	214件

## 講座 セミナー

### 男女共同参画の啓発や人材養成・人材活用関連の講座・セミナー

- 固定的性別役割分担意識の払拭
- 女性の参画・登用に向けた意識改革
- 男女共同参画の理念を推進する教育

男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に、ともに参画し責任を担う「男女共同参画社会」の実現のための意識啓発を行う講座等を実施

#### 男女共同参画 推進セミナー

個々の生き方や社会の問題を男女共同参画の視点でとらえ、地域における男女共同参画を啓発・推進する人材を養成する講座を実施する。

#### 男女共同参画研修会

教員を対象に男女共同参画をテーマとした研修会を実施する。

#### 市町村男女共同参画 行政担当職員研修会

市町村担当職員が男女共同参画施策を推進するにあたり必要な基礎知識・スキルを習得する研修会を実施する。

#### 女性相談機関研修会

女性相談機関関係者の資質の向上のための研修会を実施する。

5年間(H29~R3)の受講決定者数 2,679人  
(内訳)

(人材養成)

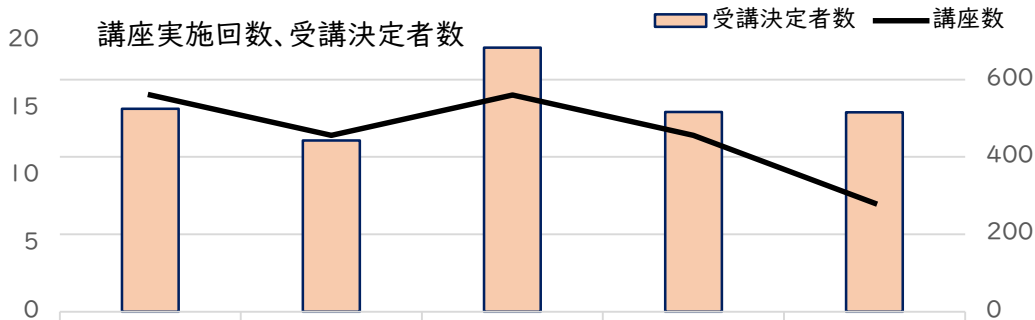
- ・男女共同参画推進セミナー 1,196人
- ・教員のための男女共同参画研修会 965人
- ・市町村男女共同参画行政担当職員研修会 143人

(人材活用)

- ・女性相談機関研修会 375人

### 参加者の声

- ・性の多様性を改めて感じ、自分にできることって何だろうと考えさせられた。
- ・様々な視点からの女性の政治参画、女性議員を増やすための方策が参考になった。
- ・思春期の大事な時期に性教育の正しい情報について学んだ記憶がなく、いつの間にか知ったという状況なので、偏った考え方をしていたと感じた。子どもにはちゃんと教えたいと思った。
- ・具体的な気持ちの整理の仕方など、とても参考になった。早速実践していきたいと思う。



受講決定者数	524	442	682	516	515
講座数	16	13	16	13	8



## 講座 セミナー

### 暴力防止関連講座・セミナー

○デートDV等の防止対策 ○女性に対するあらゆる暴力の防止対策

性暴力、DV等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害し、その心身の安全と健康を脅かすものである。男女共同参画社会の実現を阻害する女性への暴力の根絶に向けた意識啓発を行う講座等を実施

### 女性への暴力防止に向けたセミナー

女性に対するあらゆる暴力を防止するため、県民に向けて周知・啓発する講座を実施する。

#### ○女性への暴力防止に向けたセミナーの実施状況

	H29	H30	R1	R2	R3
講座数	2講座	2講座	1講座	1講座	1講座
受講決定者数	69人	66人	37人	36人	24人

#### 参加者の声

- ・加害者についてや加害者プログラムについて、知らなかったことも多くとても勉強になった。
- ・自分の中のジェンダーバイアスに改めて気づいた。
- ・身近にある問題として"DV"をより深く学びたいと思った。是非また参加したい。
- ・女性の支援にあたる時の心構え、考え方でおさえておくべきポイントがわかった。「逃げる」が必ずしも正解ではなく、本人の意思を聞きエンパワメントを回復することが重要であると感じた。
- ・具体的で例も多くわかりやすくあっという間にすぎた。資料もとても良かった。

### 取組3

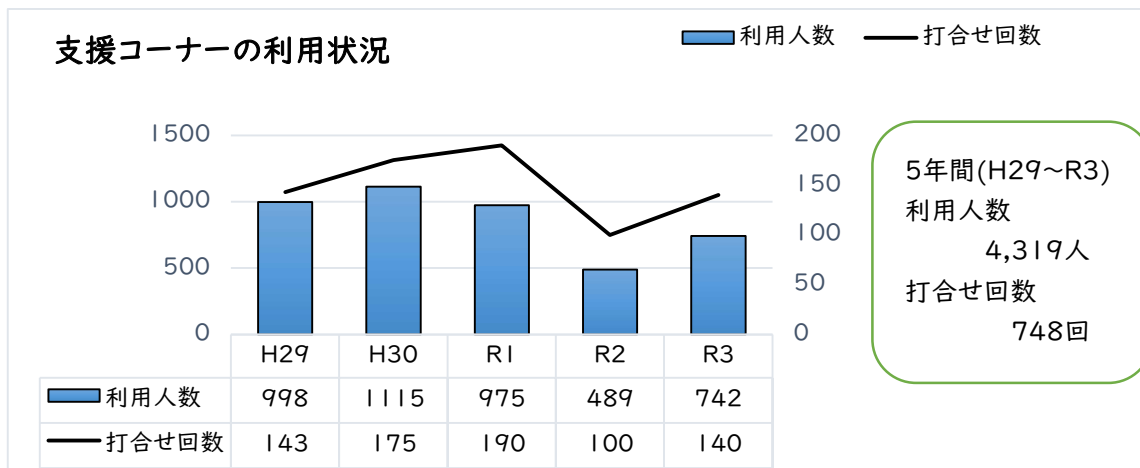
地域活動支援・地域文化力の向上

地域における活動の支援

地域女性団体  
活動支援

男女共同参画社会の実現を目指して、女性センターを拠点として活動している女性団体等のためにロッカー、パソコン、複写機、印刷機を設置したコーナーを提供し、女性団体活動支援の充実を図る。

	H29	H30	R1	R2	R3
登録グループ数	53	53	50	46	43



男女共同参画週  
間イベント・男女  
共同参画イベント

内閣府が定めた週間(6月23日~29日)にちなみ、県内各地で活動する地域女性グループがイベント等を開催

	H29	H30	R1	R2	R3
参加団体数	18	17	18	18	14
イベント参加者数	453	441	458	-	334

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、R2年度はパネル展を、R3年度は6月に「男女共同参画週間イベント」を、11月に「男女共同参画イベント」を実施

講座室等の  
使用許可事業

○講座室1・2 ○和室 ○多目的スタジオ  
句会、茶道、歴史文化研究会、NPO例会、体操、ダンス ほか

○施設の使用許可にかかる利用人数

	H29	H30	R1	R2	R3	計
講座室	4,411	4,232	4,644	2,109	2,854	18,250
和室	1,558	1,948	1,879	813	443	6,641
多目的スタジオ	6,438	6,502	4,191	2,577	2,924	22,632
計	12,407	12,682	10,714	5,499	6,221	47,523

# 奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）

対象となる人：年齢、性別、被害の時期を問わない。

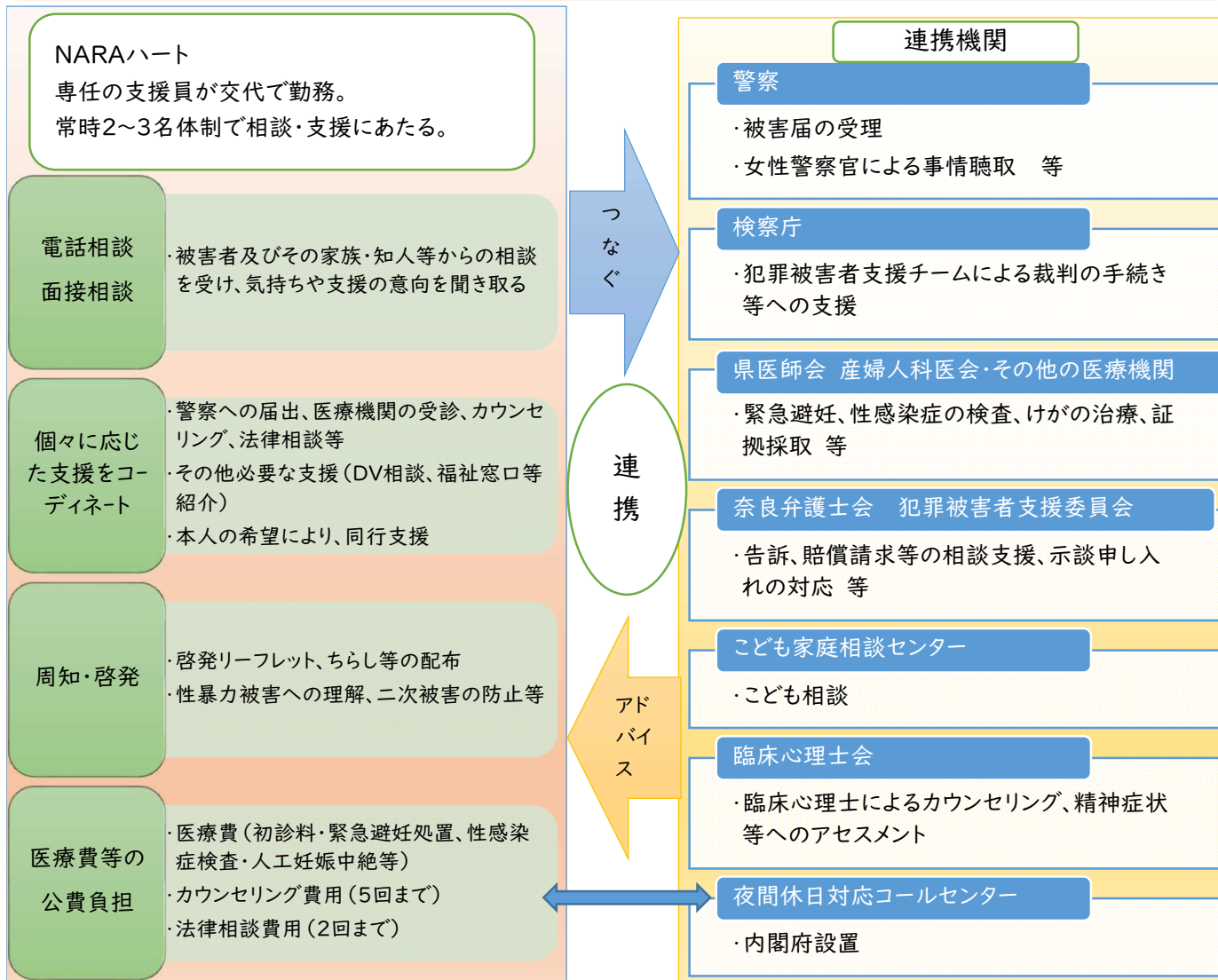
\*\*\* 本人がイヤだと思った性的な言動はすべて性暴力 \*\*\*

専用電話番号 0742-81-3118

☆被害者が安心して相談できるよう、NARAハートの所在地は一般には公開していない

相談受付時間 火曜日～土曜日 9時00分～17時00分

ただし、祝日、年末年始(12/28～翌年1/4)及び月曜が祝日の場合の直後の平日を除く



支援状況

	実人数	相談件数(延べ件数)
平成30年度	18人	115件
令和元年度	58人	199件
令和2年度	54人	170件
令和3年度	68人	214件

支援内容

(件)

対応(件数)	産婦人科等医療	法律相談	カウンセリング
平成30年度	4	4	2
令和元年度	3	4	19
令和2年度	0	5	17
令和3年度	2	2	23

被害の内訳

(人)

区分	強制的性交	強制わいせつ	性的虐待DV(性暴力)	その他	不明	合計
平成30年度	9	4	4	1		18
令和元年度	16	17	13	11	1	58
令和2年度	18	20	10	6		54
令和3年度	16	20	19	13		68

\*NARAハート  
H30.10.2開設

## 令和4年度 女性センター事業の体系

目的	手段	講座・セミナー事業	相談事業	・女性団体活動支援 情報提供・情報発信	事業目的	事業内容	
	課題						
男女共同参画社会の実現	男女共同参画の啓発	↑ ↓			人材養成	男女共同参画推進セミナー 教員のための男女共同参画研修会 女性への暴力防止に向けたセミナー	
					人材活用	女性相談機関研修会	
	女性の社会参加の促進				女性のチャレンジ応援・働く女性の課題解決	働く女性応援講座	女性の活躍支援講座 女性の再就職支援講座 ----- 働く女性トークサロン
						女性の活躍支援講座	
						女性の再就職支援講座	
	個々の課題解決支援					相談事業	女性相談 ----- 働く女性の支援相談 ----- 女性の再就職準備相談 ----- 男性相談
	県民活動支援					女性団体活動支援	女性団体活動支援コーナー設置 ----- 男女共同参画週間イベント
						情報提供・発信	図書情報コーナー ----- HP (チャレンジ応援サイト・働く女性応援サイト)の運営
	性暴力被害者の支援					相談の窓口	電話相談、面接相談
支援のコーディネート		必要とする支援のコーディネート、連携機関への同行支援					
未然防止啓発		ホームページ、講座等での広報・啓発					



# 「奈良県人権施策に関する基本計画」の推進について

本県の中長期的な人権施策の推進指針である「奈良県人権施策に関する基本計画」を改定(令和2年3月改定)

計画の実現

## 【基本計画を実現するうえでの課題】

社会情勢の変化により顕在化した人権問題など、様々な人権問題に対する取組方針を明確にし、各分野の施策を総合的に推進するにあたっては、

- ① 専門的な見地から評価・検証を行いながら、施策の充実を図っていくことが重要 ⇒ 「奈良県人権施策協議会」の機能充実
- ② 関係部局が緊密な連携を図りながら横断的に施策を推進することが必要 ⇒ 「奈良県人権施策推進本部」の機能強化
- ③ 県、市町村、関係機関・団体等と連携した取組がこれまで以上に重要 ⇒ 「人権啓発活動ネットワーク協議会」、「市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」による共同連携、情報共有の強化

## 【県の推進体制】

### 奈良県人権施策協議会

#### 【協議会の機能充実の内容】 (令和2年度から)

- ① 協議会委員の増強 開催回数: 1回×15名  
顕在化した新たな人権問題に関する施策を推進するため、その分野に精通した有識者を新たに加え、施策の評価や意見提案を得ることにより、議論を活性化させ、協議会の機能強化を図る

委員構成(専門分野別) 12名 ⇒ 15名  
同和教育・同和问题(1)、人権教育(2)、女性(1)、子ども(1)、女性・高齢者(1)、障害者(1)、外国人(1)、  
人権相談・支援(2)、地方行政(2)  
新たに追加する委員の専門分野  
・性的マイノリティ  
・自立支援(刑を終えて出所した人、生活困窮にある人の生活・就労支援)  
・権利擁護(インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等)

- ② 専門部会の設置 開催回数: 3テーマ×3回  
新たな人権問題や法条例の制定など人権をめぐる国内・県内の動向を踏まえ、人権尊重の観点からより一層の対応が求められる施策分野について、重点項目テーマに選定し、専門的に調査・検討し、意見提案を得て、今後の施策展開に反映させる  
このための「専門部会」を人権施策協議会に設置

「専門部会」  
○テーマの設定: 毎年度当初開催の人権施策協議会で重点項目テーマを決定  
○構成: 部会長、委員は 人権施策協議会委員から選任(各テーマに関わる専門家(外部委員)を含む)  
・人権施策課、人権・地域教育課及び各テーマの関係課

<令和2・3年度 重点項目テーマ>

テーマ① 部落差別の解消  
「部落差別解消推進条例」に基づき、関係する施策を推進するため、その進捗状況の把握・評価、意見提案を行う

テーマ② 性的マイノリティの人権  
顕在化した人権問題に関する施策を推進するため、その進捗状況の把握・評価、意見提案を行う

テーマ③ 生活困窮にある人の人権  
顕在化した人権問題に関する施策を推進するため、その進捗状況の把握・評価、意見提案を行う

<令和4年度 重点項目テーマ>

テーマ① インターネットによる人権侵害  
SNS等インターネットを利用した差別書き込みや誹謗中傷の発生、深刻化、侮辱罪の厳罰化に関する改正刑法が施行、情報モラルや正しい知識の習得、理解を深めるための教育・啓発の推進、取り組みの充実が必要なため、その進捗状況の把握・評価、意見提案を行う

テーマ② 犯罪被害者等の人権  
社会情勢の中で、犯罪被害者等への様々な支援の充実が課題であり、奈良県犯罪被害者等支援計画を改定したことにより、施策、取り組みの充実が必要なため、その進捗状況の把握・評価、意見提案を行う

#### 計画の分野別人権問題

- ① 部落差別の解消
- ② 女性の人権
- ③ 子どもの人権
- ④ 高齢者の人権
- ⑤ 障害のある人の人権
- 新 ⑥ 生活困窮にある人の人権
- 新 ⑦ ひきこもり状態にある人の人権
- 新 ⑧ 性的マイノリティの人権
- ⑨ ハンセン病患者等の人権
- ⑩ 刑を終えて出所した人の人権
- ⑪ 犯罪被害者等の人権
- ⑫ アイヌの人々の人権
- ⑬ 外国人の人権
- 新 ⑭ 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
- ⑮ インターネットによる人権侵害
- 新 ⑯ ハラスメントに関する人権
- 新 ⑰ 災害時における人権

施策の具現化  
意見・提案

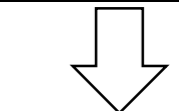
### 奈良県人権施策推進本部

◎ 県庁の各施策を人権の視点から総合的に推進

充実・強化された協議会での施策評価を得ることにより、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行う

[事業の実施状況]  
・実績や各事業の指標、それらに関する達成度  
・今後の課題

[事業計画]  
・今後の課題を踏まえた翌年度の事業実施計画



人権施策(教育・啓発・相談の充実)

国、市町村、関係機関・団体等

「人権啓発活動ネットワーク協議会」、「市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」を核として、国、市町村、民間の関係機関・団体と連携し、事業展開の強化を図る。

# 令和3年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について

分野	性的マイノリティの人権	「・」は現状・課題、「○」は提言として表示、「青字」は第3回部会の意見等	「・」には「実施している取組」、「⇒」には「今後の対応」を表示
I 人権施策協議会からの提言 (令和3年7月)		II 委員の意見 第1回部会(令和3年12月(書面開催))、第2回部会(令和4年3月)、第3回部会(令和4年7月)	III 意見に対する施策への反映・検討状況 (令和4年7月現在)
1 教育・啓発	性的マイノリティについて、制度的な不備や <b>県民の理解不足</b> がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られたイベントでの展示啓発は、極めて限られた期間・対象であって、「県民」に対しての啓発としてはあまりにも不十分。</li> <li>○ホームページ、パンフレット、広報誌を利用するなど、広く県民に伝達可能な啓発方法を工夫・検討すべき。</li> <li>○一般の方々に啓発する場合には、「多様性」や「性的マイノリティの人権」という言葉だけでなく、具体的な課題が見えるように意識すべき。</li> <li>○研修可能な人材を増やすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、県が作成する人権情報誌「かかやき・なら」のなかでメインテーマとして取り上げ、県民に向けて当事者の方の声を紹介する等啓発を実施。【人権施策課】</li> <li>・「なら人権相談ネットワーク」の相談員等を対象に実施する研修会において、相談に適切に対処できるよう、テーマとして取り上げ、一昨年度の12月に「性的マイノリティの人権」をテーマとした研修会を実施。今年度もテーマとして取り上げることを検討。【人権施策課】</li> <li>⇒この分野については、まだまだ啓発が必要と考えている。引き続き、あらゆる機会、媒体を使って、広く粘り強く県民に啓発を実施していく。【人権施策課】</li> <li>〔令和4年度の取組〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな啓発パネルの作成</li> <li>・研修講座のテーマに設定</li> <li>・人権情報誌への掲載の調整</li> </ul> </li> <li>・人権問題の解決に向け指導者となる人材を養成する講座を実施。【人権施策課】</li> <li>⇒引き続き、人材養成講座を実施し、人権パートナーの養成に努めていく。【人権施策課】</li> <li>・令和3年度、当事者の方を講師として招聘した研修講座を実施。【人権・地域教育課】</li> <li>⇒令和4年度も「男女共同参画」に係る研修の中で、性にとらわれない生き方について触れる内容の講演を行う。【人権・地域教育課】</li> <li>⇒今後も、ライフステージに応じた各種教職員研修や、学校・地域等への要請訪問等においてテーマとして積極的に取り上げるなど、研修機会の充実を通して、性の多様性についての教職員の知識理解の深化を図る。【人権・地域教育課】</li> <li>⇒指導的役割を担うことができるよう、教職員の資質向上に努める。【人権・地域教育課】</li> </ul>
	① 性の多様性についての教育、正しい認識や性的マイノリティの人権などについて <b>啓発が必要</b> 。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様な視点」だけでは具体性に欠ける。</li> <li>・明確に「性の多様性」の視点の必要性、性的マイノリティの存在を想定することの意味が伝わっていない場合は有効な見直しは期待できない。</li> <li>○性的マイノリティを理由に差別されることよりも、その方が求めているニーズ(女性として対応されたい等)に沿った対応が必要。</li> <li>○例として、被害者支援において、同性間の暴力にも対応できるということや、トランスジェンダーの方に対しては、本人の自認の性別で対応できるということが必要。</li> <li>○県の取組を市町村に周知する手立てを考えるべき。</li> <li>○各所属(各分野)に関連した性的マイノリティをとりまく具体的な課題と対策の必要性が認識されていることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県の各計画等に、性的マイノリティの人権についての記載を依頼【人権施策課】</li> <li>・奈良県地域福祉計画(地域福祉課)</li> <li>「全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進一人権を尊重した地域づくりの推進」の項目で、性的マイノリティを含む新たな人権問題に言及し、一人ひとりの人権が尊重される地域をつくるための取組の方向性を記載。</li> <li>・奈良県住生活基本計画(住まいまちづくり課)</li> <li>低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、子育て世帯など様々な属性の方に性的マイノリティの方も含めることを依頼。</li> <li>また、具体的に性的マイノリティの方々と記載を依頼。</li> <li>→今後の検討課題とする。</li> <li>・奈良県地域防災計画(防災統括室)</li> <li>男女の記載がある箇所に、様々な属性の人々の追記を依頼。</li> <li>→次回以降の修正で検討。</li> <li>・奈良県避難所運営マニュアル(防災統括室)</li> <li>「～被災時の男女のニーズの違い等、男女双方や性的マイノリティの方の視点等～」、「男性や性的マイノリティの方の悩みや困りごと」の追加を依頼。</li> <li>→記載する方向で検討中。</li> </ul>
2 制度やマニュアル等の見直し	① [県の各所属の計画等] 人権施策の課題としてある <b>各分野の基本計画やマニュアル等を性の多様性や性的マイノリティの視点から見直す</b> 。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告には具体的な事業内容が記載されていないが、各項目の中で実際に性的マイノリティに関連した事業が実施されたものは少ないのではないかと推察。</li> <li>・現状の記載内容では、実施の有無や、その効果等について、把握や評価をすることが難しい。</li> <li>〔具体的な課題〕</li> <li>・現基本計画には、職場や医療福祉、災害時などの支援の必要性や、いじめや暴力、DVや性暴力、各種ハラスメントなどの具体的な課題は示されていない。</li> <li>○基本計画に具体的な課題や内容が記載されていない以上、事業計画において明確に示すことが必要。</li> </ul>	
	② [県人権施策基本計画] 性的マイノリティの人々へ配慮されていることがわかりやすいように、「 <b>奈良県人権施策に関する基本計画</b> 」の <b>性的マイノリティの項目</b> に、様々な分野における性的マイノリティの人々への対応をまとめる。		

分野	性的マイノリティの人権	「・」は現状・課題、「○」は提言として表示、「青字」は第3回部会の意見等	「・」には「実施している取組」、「⇒」には「今後の対応」を表示
I 人権施策協議会からの提言 (令和3年7月)		II 委員の意見 第1回部会(令和3年12月(書面開催))、第2回部会(令和4年3月)、第3回部会(令和4年7月)	III 意見に対する施策への反映・検討状況 (令和4年7月現在)
2 制度やマニュアル等の見直し	③ 性的マイノリティの項目に職場や医療福祉、災害時などの支援の必要性や、いじめや暴力、DVや性暴力、各種ハラスメントなどへの対応の必要性を示す。	<p>・「性的マイノリティの人権」「性的指向や性自認を理由とした差別や偏見」という言葉では、県民も各現場も、具体的な困りごとや課題、生活上の問題を想像することは難しい。</p> <p>・橿原市の意識調査を例にとってみても、そもそも「何が人権侵害か」ということが認識されていないという現状が明白。〔橿原市人権問題意識調査 令和29年3月〕</p> <p>○性の多様性について広く認識されることと同時に、現状の課題、特に生活問題について、どのような人権侵害があるのかということが認識されることが必要。</p> <p>・具体的な課題は直接的な行動、攻撃によるものとは限らない。性的マイノリティは制度上無視されている。子どもたちは存在を否定されているなかで、育ってくる。</p> <p>・テレビ番組や周囲で面白おかしく扱われる。多数派から見れば些細なことでも当事者からすればそんなささやかな否定、ヘイトスピーチの積み重ねの中で育っている。</p> <p>・言葉一つにしても、身体性別を前提にしていないか。「同居者親族であること」という書き方。厚生労働省では「同居者親族「等」」という表記になっている。この「等」一つで違う。日常の中で、異性カップルであれば普通に得られる制度上の選択肢がない。そんな中で育つ子どもたちは自尊心が低い。具体的な差別、攻撃までにたどり着かない部分にも課題がある。</p> <p>・マニュアル上に一つでも記載があれば前に進むことができる。考慮いただきたい。</p>	<p>○令和3年度の実施状況については、各所属における人権施策のうち主な事業の実績及び成果の報告を求める。</p> <p>⇒これにより、事業の課題を洗い出し、今後の事業計画に繋げていく参考としていきたい。【人権施策課】</p> <p>⇒具体的な課題を整理し、例示するなどして、今後も引き続き各分野別の計画・施策への反映を庁内関係課に働きかけるとともに、県民や県職員等への啓発、研修等において、広く認識してもらえるよう取組事業の充実を図っていきたい。</p> <p>[具体的な課題の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や学校で嫌がらせをされること</li> <li>・差別的言動をうけること</li> <li>・性的少数者に対する理解が足りないこと</li> <li>・じろじろ見られたり避けられたりすること</li> <li>・就職や職場で不利な扱いを受けること</li> <li>・アパートなどの住居への入居が困難なこと</li> <li>・店舗等への入店や施設利用を拒否されること</li> <li>・同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること</li> </ul>

分野	性的マイノリティの人権	「・」は現状・課題、「○」は提言として表示、「青字」は第3回部会の意見等	「・」には「実施している取組」、「⇒」には「今後の対応」を表示
I 人権施策協議会からの提言 (令和3年7月)		II 委員の意見 第1回部会(令和3年12月(書面開催))、第2回部会(令和4年3月)、第3回部会(令和4年7月)	III 意見に対する施策への反映・検討状況 (令和4年7月現在)
3 環境問題	① 学校や医療、福祉、支援現場、職場等での性的マイノリティを取り巻く環境整備への対応。	<p>・トイレの問題については、性的マイノリティの方々には切実な問題であり、訴訟や刑事事件に発展している例もみられる。</p> <p>○県の施設において多目的トイレの設置状況について把握し、不備がある場所には多目的トイレの設置をすすめていくべき。</p> <p>○警察学校だけでなく、県立の各種施設においても、またトイレだけでなく、更衣室など具体的な対応が可能か、確認及び対策(対応前提でガイドラインの作成等)を進めるべき。</p> <p>○学校／生徒だけでなく、県立の各施設・職場において、制服や性別欄、性別分けルールなど、見直しが必要な事項があれば同様に働きかけ願いたい。</p> <p>○「現在の情勢」とはどのようなことか、制服以外にも髪型についてなど必要な項目はある。どのような働きかけが行われたのか、文書などがあれば示していただきたい。</p> <p>○校則以外にも、体育や部活動、男女分け(名簿や役割分担、性別欄など)などにおいても、必要性の点検や工夫を検討すべき。</p> <p>・各課の取り組みにおいて、改善、意識の変化は大切。消防や警察などではそれぞれ現場の事情が複雑であるため、どう運用していくかが大事。裁判所はもちろん、国会が法律を変えざるを得ないところまで意識の改革をおこなうことができればよい。</p> <p>・医療機関や福祉・介護事業所、DV支援施設、企業などへの啓発はどうなっているか。</p> <p>・様々な人権課題を扱われている中で、性的マイノリティの人権についても多種多様な取組をされていることに敬服する。</p> <p>○県が取り組んでいる施策を県内市町村に周知するとともに、同様の施策を市町村が行う場合には性的マイノリティの視点を取り入れるよう働きかけを行うこと。</p> <p>・留置場でのトランスジェンダーの対応について、適切な対応とは具体的にどういったものなのか。 →(警察本部警務課)留置の扱いとして、原則単独留置を行い、戸籍の性別に従う。ただし、本人から取り扱う性別について申告があれば、その性別に合わせた性別の留置担当官が身体検査に立ち会う等、本人の申告と身体状況を勘案して対応を検討している。</p>	<p>⇒県有施設のトイレの整備等については、引き続き庁内関係課に働きかけていく。 【人権施策課】</p> <p>⇒県教委は、令和3年6月18日付けで、校則が児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず見直すよう通知した。このことを受けて、令和3年度に校則を見直した県内の高校は29校、令和4年度に見直す予定は36校の予定。制服については、男女の記載削除や選択制の導入を行った高校が増えている。今後も県高等学校等生徒指導研究協議会と連携し、すべての生徒が安心して過ごせる校則となるよう見直しの徹底を図る。【教育研究所】</p> <p>⇒中級幹部科におけるLGBTQの授業について予定どおり実施しており、今後も引き続き実施予定。【消防救急課】</p> <p>⇒今年度は初級幹部科におけるLGBTQの授業について実施する予定。【消防救急課】</p> <p>・令和4年2月に看守専科教養を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止とし、代替策として、入校予定者に対し、教養資料を配付及び各警察署に赴き、対象者へ教養を実施した。【警察本部留置管理課】</p> <p>⇒引き続き、留置担当官任用専科実施時に、性的マイノリティに関する内容を取り入れ、理解を深めるとともに、適切な対応を行う。【警察本部留置管理課】</p> <p>・警察庁主催の「性的マイノリティ／男性性犯罪被害者に対する支援事例」に関する講義を受講。講義内容についての教養資料を作成し、部内システムにおいて配信。【警察本部県民サービス課】</p> <p>⇒引き続き、奈良県警察学校の授業において、新規採用の初任科生を対象に人権教育の一環として「セクシュアルマイノリティ」に関する内容を取り入れ、理解を深めるとともに、適切な対応を行う。【警察本部警察学校】</p>



分野	性的マイノリティの人権	「・」は現状・課題、「○」は提言として表示、「青字」は第3回部会の意見等	「・」には「実施している取組」、「⇒」には「今後の対応」を表示
I 人権施策協議会からの提言 (令和3年7月)		II 委員の意見 第1回部会(令和3年12月(書面開催))、第2回部会(令和4年3月)、第3回部会(令和4年7月)	III 意見に対する施策への反映・検討状況 (令和4年7月現在)
4 県 庁 の 住 宅 入 居 に 関 し た 性 同 性 パ ー ト ナ ー シ ッ プ 制 度 の 実 施 に 関 し た 考 察 等	① 事実婚として入居を認めるにはどのような対応が必要か。	○県営住宅の入居を可能として県が姿勢を示した後は、入居差別など、住宅をとりまく同性カップルや性的マイノリティへの差別解消に向けての啓発に取り組むべき。	・パートナーシップ関係にある方の入居申込資格を認める要領改正を行った。 【改正内容】官公庁が発行するパートナーシップ関係であることを証明する書類を確認を行う。【住まいまちづくり課】 ⇒「令和4年度県営住宅定期募集のご案内」への掲載【住まいまちづくり課】
	② 県営住宅の要綱改正により、同性カップルの入居を認めることの検討。	○パートナーシップ宣誓制度について、国の判断や法制度によるべきとの意見も理解できるが、現在困っている当事者に対して、個別具体的にどのように対応できるかを考えるべき。	・パートナーシップ宣誓制度は、現在、一部の自治体で導入されているが、パートナーを配偶者と認める、あるいは配偶者に準じる地位として認めることは、婚姻制度の根幹に関わることであり、基本的な部分は、国の判断、法整備によるべきものと考える。【人権施策課】 ⇒個別具体的に対応できるよう庁内各課に働きかける。 国の動向(法整備等)や既に導入している市町村、関係団体と意見交換しながら今後の対応を検討していく。【人権施策課】 【導入状況】全国で212団体(令和4年5月1日現在) 奈良県内:奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市・ 他府県:茨城県・群馬県・大阪府・佐賀県・三重県・青森県・秋田県・福岡県
	③ 県におけるパートナーシップ宣誓制度導入の検討。	○パートナーシップ宣誓制度導入の是非について十分に検討した結果であれば良いが、そうでなければ再度検討すべき。 ○「実態に即して個別具体的に対応するために」とのことであるが、どのような働きかけをされたのか、資料があれば示せないか。 ○各現場に任せるのではなく、県としてガイドラインを作成・配布するなど、姿勢とルールを明確にすべき。  ○県の姿勢を示す意味でも、県職員の福利厚生を同性パートナーにも適用できるよう制度改正を検討すべき。  ・県がパートナーシップ制度を認めていない以上、手続きの上で同性パートナーの事実関係を確認する方法がないのは理解できるが、その枠の中で柔軟に制度を整えてほしい。 ・国は、婚姻を男女の生殖関係を法的に保護するものとしている以上、国が具体的に動くことを期待するのは難しい。選択肢のない中で自己否定という二次被害、三次被害が生まれている。  ・「県民等の理解を踏まえ」とあるが具体的にはどういうことか。例えば、「意識調査をして半数以上が賛成」といった基準があるのか。 →(行政・人材マネジメント課)同性パートナーに限ったことではなく、県のサービス全般において、県民から理解を得られるかという意識を常に持ち、県民の視線を意識した制度とするようにしている。具体的なアンケートなどを行うことはしていない。  ・奈良県にある問題を奈良県でどのように解決するか、考えてほしい。  ・県営住宅について、同性パートナーが県内で申請する際は書類が必要である。書類がなければどのように確認を行うのか。 →(住まいまちづくり課)公的な書類がないと認められない状況。検討はしていかなければならないと考えている。  ・他府県でパートナーとして認定されていた方が転入してきたときはどうなるのか。 →(住まいまちづくり課)全ての市町村でそのようになっているのかは分からないが、転出の際にパートナーシップ宣誓制度の証明書を返却されるため対応は難しい。  ・URで行っているように、親族ではないが同居可という制度化、あるいはそういった(入居)枠を作ってはどうか。 →(住まいまちづくり課)法律や条令を確認しながら検討したい。  ・パートナーシップ宣誓をするに当たって公式な書類を求める自治体はかなり少ない。基本的にパートナーとして認められるためには宣誓するだけでいい。  ・県がパートナーシップ制度を導入し、宣誓を窓口で行って認められるような仕組みにするのがよいのではないか。 →(住まいまちづくり課)人権施策課の判断もあるので相談しながら検討したい。  ・病院での対応などについても、そういう人がいることを前提にして県は施策を進めていただきたい。	・パートナーシップ宣誓制度導入自治体に在在する県職員を含め、サービス制度の取扱いを検討するにあたっては、国家公務員との均衡や他府県の状況、県民からの理解等を踏まえ、検討する必要がある。【行政・人材マネジメント課】 ⇒サービス制度の取扱いに関して、国家公務員や他府県の状況等を踏まえながら、適切に対応していく。【行政・人材マネジメント課】  ・県職員への扶養手当の対象となる「配偶者」には「届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」とされているため、同性パートナーのいる職員を扶養手当の対象と解する余地はあると考えられる。一方、事実関係の確認方法等、運用面での課題について検討することが必要。【人事課】 ⇒運用面の課題について、国や他府県状況等を確認し、検討する。【人事課】  ・奈良県職員互助会では、給付事業のうち結婚祝金と死亡弔慰金の適用が該当する。各都道府県の同様の組織の動向としては、パートナーシップ宣誓制度が導入された都道府県では適用している例があるが、奈良県ではそれに至っていない状況。また、結婚祝金自体を制度として持たない自治体もある。(三重県、和歌山県等)【総務厚生センター】 ⇒奈良県職員互助会も、旧来的な給付事業の見直しや今日求められる福利厚生事業についての検討が始まっており、現行制度拡大よりも、誰もが生き生きと働くことに資する新しい福利厚生の実現を図っていく。また、現在請求の例はないが、市町村のパートナーシップ制度による申請がなされた場合は、誠実に対応する。【総務厚生センター】

分野	性的マイノリティの人権	「・」は現状・課題、「○」は提言として表示、「青字」は第3回部会の意見等	「・」には「実施している取組」、「⇒」には「今後の対応」を表示
I 人権施策協議会からの提言 (令和3年7月)		II 委員の意見 第1回部会(令和3年12月(書面開催))、第2回部会(令和4年3月)、第3回部会(令和4年7月)	III 意見に対する施策への反映・検討状況 (令和4年7月現在)
5 相談に対する解決に向けて 「相談体制の充実」	① [ネットワークの充実] 問題の解決に向け、 県の権限がどこまであり、 どのような機関と連携して動いていくかの検討。	○悩みをもつ当事者が相談につながる事が急務。 また当事者系団体に丸投げするのではなく、各窓口(特に自治体など公的窓口)において、性の多様性や性的マイノリティに対応できることを周知・広報すべき。	⇒引き続き、県人権施策課が事務局となり、国、県、市町村、NPO法人等さまざまな人権相談機関が密接に連携・協力して当事者の立場に立った相談・支援を提供することを目的として設立された「なら人権相談ネットワーク」により、各相談機関が連携するとともに、相談員の資質向上と相談体制の充実を図っていく。【人権施策課】
	② [県民への周知] 自分から相談に行かない人も相談しやすい 新たな手法の検討。	○ネットワークで連携をとり、支援体制の充実を図るべき。 ・性的マイノリティの人権や、ジェンダー平等に関する相談事例を、月～金9:00～17:00の時間以外にも訴えられる回路(方法)を明示しておく必要があると思う。 ・とくにDVや性暴力に関わる事柄は、月～金9:00～17:00の間だけに生じる訳ではない。 ・民間団体が活動できるよう、会議室を借りやすい環境を整えて、民間団体を育ててほしい。  ○「悩み なら メール」において、性の多様性、性的マイノリティに関連した悩みに対応することを周知すべき。	⇒性的マイノリティ専門の相談員の配置は難しいが、人権全般の相談の中で適切に対応できるよう引き続き相談員のスキルアップを図っていく。【人権施策課】  ・「いじめやハラスメントのない学校にするために～人権を確かめようアンケート～」(県内の公立学校の小児童生徒対象)の回答シートや指導用資料、また保護者向け案内文に「悩み なら メール」のQRコードを掲載。同メールを紹介するウェブページ等に、どんな悩みにも対応することを明記しており、性の多様性、性的マイノリティに関する悩みも寄せられている。【人権・地域教育課】  ⇒今後も、児童生徒がより相談しやすくなるよう、教職員の相談対応の資質向上を図るとともに、同メールのQRコードを周知。【人権・地域教育課】
	③ [相談員の資質向上] すべての相談員が性的マイノリティについて理解し、相談対応ができる研修の機会を増やす。	○啓発は入口部分の対応であり、啓発止まりではなく、最終目標である解決に向けて相談体制を充実することが重要。 ○他県の進んでいる相談機関に相談することもできるが、地元での解決が必要。  ・「女性」という中で、レズビアン、バイセクシュアル女性、トランス女性など、女性の多様性が想定された取り組み・研修となっているか、性的マイノリティ女性をとりまく課題が認識されているか、現説明では不明。  ○性的マイノリティ女性の相談に対応できるよう、女性相談においても、ジェンダー視点だけでなくセクシュアリティ視点・性が多様であるという視点で相談や対応ができるよう取り組むべき。 ○女性相談窓口で性的マイノリティ女性の相談も可能であることを周知すべき。 ○既存の相談窓口を男性・女性だけでなく、性的マイノリティにも対応できるようにすることが大切であり、相談対応できるということを広く周知する必要がある。  ○性暴力被害等の相談対応を行う民間団体(NPO等)は育ってきているのか。公的機関だけで対応することは難しいと思うため、民間団体と補完しあうことが重要。 →育っていないと思う。「性と生を考える会」も有志の会であり、具体的な活動を幅広く行うことは出来ていない。その他、県内でイベントを実施している団体や定期的集まっている団体はあるが、広く開かれているわけではない。  ・医療などで性的マイノリティのことをよく理解して対応できるところがあるのか。  ○犯罪被害者への支援については、奈良県は充実している。(公社)なら犯罪被害者支援センターや奈良県性暴力被害者サポートセンターでは性的マイノリティも含めて、相談者のニーズに沿って、寄り添った支援をしているので、広く周知していき、連携していくことが必要。	○情報共有を行うため、構成機関相談員等を対象とした研修会及び交流会を開催。【人権施策課】 [さまざまな人権課題に関わるアドバイザー研修会の内容] ・相談員、今後相談活動を希望している方等を対象 ・講義 5日 8テーマ程度(性的マイノリティ、部落差別、インターネット、ひきこもり、外国人、などの人権) ・交流会 1日 相談機関同士の情報交換や意見交流  ⇒引き続き「なら人権相談ネットワーク」の各相談機関の相談員の資質向上と相談体制の充実を図っていくとともに相談窓口を広く周知していく。【人権施策課】  ・女性相談機関研修会は、年度毎にテーマを変えて実施し、令和2年度は「女性相談の基本姿勢と二次受療防止について」、令和3年度は「コロナ禍における女性の生きづらさについて」と題して研修会を実施した。【女性活躍推進課】  ・講座・セミナー事業については、「多様な性への理解」を深めるため、毎年度LGBTIに関する講座を開催し、女性相談員も女性のさまざまな悩みごとの相談に応じるために受講し、幅広い知識及び理解を深めている。【女性活躍推進課】  ⇒女性相談においては、性自認が女性の方からの相談も受けつけている。より一層相談窓口の周知に努める。また、相談員が社会の問題に関心を持つとともに、ジェンダーや性が多様であるという視点に立ち幅広い事案の相談に対応することができるよう、女性相談機関研修会の充実を図る。【女性活躍推進課】  ・県及び市町村のDV担当課や、DV被害者の支援等を行う関係団体(犯罪者支援センター、部落解放同盟、母子生活支援施設)の職員を対象にDV相談支援セミナーを実施。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となったが、「DV被害者心理の理解とよりよい支援に向けて」として講師による資料を配付。【こども家庭課】  ⇒令和4年度においてもDV相談支援セミナーを実施予定。【こども家庭課】

分野	性的マイノリティの人権	「・」は現状・課題、「○」は提言として表示、「青字」は第3回部会の意見等	「・」には「実施している取組」、「⇒」には「今後の対応」を表示
I 人権施策協議会からの提言 (令和3年7月)		II 委員の意見 第1回部会(令和3年12月(書面開催))、第2回部会(令和4年3月)、第3回部会(令和4年7月)	III 意見に対する施策への反映・検討状況 (令和4年7月現在)
5 「相談に対する解決に向けて 相談体制の充実」	③ [相談員の資質向上] すべての相談員が性的マイノリティについて理解し、相談対応ができる研修の機会を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当者の研修だけでなく、子どもたちが相談につながるよう、性の多様性に関する相談が可能であることをもって周知すべき。</li> <li>・カウンセラーが有効な指導助言をするためには、学校側の理解も重要。各学校においては教職員の研修や包括的な相談体制を整備されたい。</li> <li>・スクールカウンセラーなどの人々が時間給で仕事をしている場合には、研修にも時間給が支払われて仕事の一部と見なされることが必要。</li> <li>・教師の会議(たとえばあるケースをめぐって)にもスクールカウンセラーとして参加し、それに時給が支払われ、「チーム学校」の一員として対等に意見を述べられるようにすることが必要。</li> </ul> <p>○スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)について、具体的な数値(人数や年齢構成等)があると、実態を把握しやすく、課題も見つかりやすい。また、検討していきやすい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会の相談窓口については、従来の周知カードに加え、「いいネットなら」(@e-net.nara.jp)も活用して周知。記載内容については検討していく。【教育研究所】</li> <li>・令和3年12月のスクールカウンセラー研修会では、各学校の相談体制の充実を図るため、教育相談担当者にも研修を実施。また、学校の理解を深めるため各学校における職員研修において性の多様性に関する内容も取り扱うよう周知し、指導主事の派遣も実施。【教育研究所】</li> <li>・スクールカウンセラーの業務には、カウンセリングの他、職員研修や児童生徒への心理教育プログラムの実施、ケース会議等への参加なども含まれており、時間給の支給の対象。ケース会議等でも、対等の立場でスクールカウンセラーとして意見を述べ、学校は大いに助かっていると聞いている。【教育研究所】</li> <li>⇒令和4年度からはスクリーニング会議に出席し、指導計画作成に参画する。【教育研究所】</li> <li>・令和4年度は、SC62名(27歳～69歳)、SSW9名(28歳～62歳)が各学校で活動している。SCについては年2～3回、SSWについては月1回、研修を行っている。【教育研究所】</li> </ul> <p>⇒今後も各学校において、「チーム学校」の一員として積極的に活用いただけるよう市町村等にも働きかけていく。【教育研究所】</p>
	④ [学校現場での対応] スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修機会の確保。 また、これらの職の雇用の安定、権限の強化。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については今後も益々進んでいくように、市町村等への働きかけ等に力を入れるべき。	